



相談 人権・行政・法律相談

相談は無料で、秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

日時／10月17日(月)10時～12時、13時～15時(受付9時30分～11時30分、12時30分～14時30分)

場所／函南町役場 5階第1・2会議室

内容／①人権相談：子どもへの虐待、パートナーからの暴力、嫌がらせや差別など、②行政相談：国の仕事に関する要望や苦情など、③法律相談：離婚、相続、遺言、サラ金など
※その他人権問題・行政問題に発展しそうなことも、一人で悩まず相談してください。

相談員／人権擁護委員、行政相談員、弁護士
申込み／当日会場でお申し込みください。

問合せ先／住民課(979-8110)

相談 静岡県行政書士会三島支部
行政書士による無料相談

日時／10月13日(木)13時30分～16時30分

場所／函南町役場 5階第2会議室

内容／官公署への申請手続き、農地転用・土地利用、遺言・相続など権利義務や事実証明に関する書類作成などの相談

申込み／当日会場でお申し込みください。

問合せ先／静岡県行政書士会三島支部 浅田(972-0930)

募集 ボーイスカウト三島地区
丹那盆地ウォークラリー

事前申し込み不要。当日会場にお越しください。

日時／10月30日(日)10時～14時(受付9時45分)

場所／丹那小学校

対象／三島地区ボーイスカウト、函南町・三島市・伊豆の国市の住民

内容／丹那断層の関連施設見学、救急法や簡易タンカ作り、牛乳工場見学など

参加料／200円(保険料)

問合せ先／加藤(979-2184)

相談 子育て相談会

子育て現場に長年携わってきた経験豊かな相談員が、子育ての相談に応じます。参加無料、申し込み不要です。

日時／10月15日(土)10時～12時

場所／函南町西部コミュニティセンター

講師／子育てサポーターリーダー(県認定)

内容／子育ての相談、情報交換

対象者／乳幼児～小学生の保護者・養育者

その他／小さなお子さんの遊ぶ施設はありません。(託児はありません)

問合せ先／山崎理枝(979-0450)

相談 不動産相談

地価公示、地価調査をはじめ、不動産の鑑定評価制度について皆さんに広く知っていただくため、不動産鑑定士による無料の相談会を実施します。申し込み不要、相談無料です。

日時／10月7日(金)10時～16時(受付15時30分まで)

場所／沼津市役所 7階701会議室(沼津市御幸町16-1)

内容／不動産の鑑定評価、価格、賃料、売買など不動産に関すること

その他／静岡市役所、浜松市役所でも開催します。

問合せ先／(社)静岡県不動産鑑定士協会(054-253-6715)

相談 静岡県労働委員会
雇用のトラブル まず相談

静岡県労働委員会が、解雇や賃金の未払いなどの労使トラブルの円満な解決のお手伝いをします。公益代表、労働者代表、使用者代表のあっせん員が、労使がお互いに合意できる点を探りながら、話し合いによる解決を目指します。秘密厳守で、相談無料です。

問合せ先／静岡県労働委員会事務局調整審査課(054-221-2287)

相談 10月17日(月)～23日(日)
行政相談週間

行政相談では、国の行政(年金、河川などの管理、雇用、道路などの仕事やその手続き、サービスなど)について苦情、要望、問い合わせなどを聞き、解決の促進を図ります。

行政相談委員(総務大臣が任命した民間の有識者)が窓口になり、毎月の人権法律・行政相談でも相談をお受けしていますが、行政相談員に直接相談することもできます。

相談内容など秘密を厳守します。安心してご相談ください。

人権・行政・法律相談／毎月15日 10時～15時 函南町役場 5階第1会議室

※土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌平日
行政相談委員／山田修一(間宮804-4 電話978-5103)、三井田初枝(肥田927-10 電話978-7071)

その他／静岡行政評価事務所 電話0570-090110(PHS、IP電話などではご利用できない場合は、054-254-1100へおかけください。)、FAX054-254-6513、インターネット<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>でも行っています。

問合せ先／住民課(979-8110)

暮らし 秋の農作業安全運動実施期間
「安全は正しい操作とゆとりから」

9～10月は、水稻の収穫作業や野菜栽培に伴う事故が発生しやすい時期です。農作業事故の多くが、単純なミスによるものであり、十分注意をすれば防ぐことができます。基本的な注意事項を確認し、事故の原因を1つ1つ取り除きましょう。

チェックポイント／①農業機械の管理・利用は、適切に行いましょう②適度な休息を取りましょう③小型の機械でも油断しないようにしましょう④農業機械以外にも注意しましょう

問合せ先／農林商工課(979-8113)

暮らし 合併浄化槽設置費用を補助します

町では、下水道整備区域外での単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えに補助金を交付しています。単独浄化槽はトイレの汚水のみで処理で台所・風呂などの生活排水はそのまま放流されてしまいますが、合併浄化槽はトイレの汚水と生活排水全般の処理をすることができます。きれいな水を保つため、合併浄化槽への付け替えをしませんか。交付条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助金額／①付け替え：5人槽221,000円、6人・7人槽254,000円、8人～10人槽322,000円 ※新築などの新規設置に対しても補助金を交付しています。②新規設置：5人槽177,000円、6人・7人槽204,000円、8人～10人槽258,000円

問合せ先／下水道課(979-8118)

暮らし 浄化槽の維持管理のお願い

浄化槽の維持管理は浄化槽法で定められています。浄化槽を使用しているお宅では浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。**保守点検**／浄化槽の機能を保つための点検、調整、それに伴う修理(年3回以上、機種によって異なる。)詳しくは保守点検を契約している業者に相談してください。

清掃／浄化槽機能を回復させるために行う清掃(年1回、全ばっ気方式は半年に1回以上。)詳しくは(有)朋栄(町許可業者)へお問い合わせください。

法定検査／保守点検や清掃の実施状況、浄化槽機能を確認するための検査(年1回。)詳しくは(財)静岡県生活科学検査センター(県指定検査機関)へお問い合わせください。

問合せ先／下水道課(979-8118)、清掃について：(有)朋栄(978-7720)、法定検査について：(財)静岡県生活科学検査センター(054-621-5030)